

京都市告示第50号

京都市宇多野ユース・ホステル条例第16条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市宇多野ユース・ホステルの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都ユースホステル協会	京都市右京区太秦中山町29番地	<ol style="list-style-type: none"><li>1 宇多野ユース・ホステルの使用許可に関する事。</li><li>2 宇多野ユース・ホステルに使用者が特別の設備をしようとする事の許可に関する事。</li><li>3 宇多野ユース・ホステルの施設、付属設備及びその他物品の保守及び安全に関する事。</li><li>4 受託者が管理業務を執行するために必要とする物品の調達及び整備に関する事。</li><li>5 宇多野ユース・ホステルの利用状況の調査及び利用促進に関する事。</li><li>6 京都市宇多野ユース・ホステル条例施行規則に定める様式による用紙の作成及びその保管に関する事。</li><li>7 その他宇多野ユース・ホステルの管理運営に必要とする業務。</li></ol>

(産業観光局観光部観光企画課)